

令和2年度食育のための補助事業実施要項

公益財団法人長崎県学校給食会

- 1 趣旨 本事業は平成21年4月から実施をしており、公益目的事業の一つである食育の指導に関する支援の一環として、長崎県内の学校等において食育推進のために行われる調理講習会・研修会及び親子料理教室、学校給食に係わる教職員の校内研修に対し補助を行います。
- 2 事業期間 4月1日～翌年3月末日
- 3 申請対象
 - (1) 給食センター等の調理員対象の調理講習会及び研修会
 - (2) 給食センター等の栄養教諭及び学校栄養職員対象の調理講習会及び研修会
 - (3) 校内及び地域での食育に関する親子料理教室
 - (4) 食育の指導に関する教職員の校内研修
- 4 申請条件
 - (1) 申請期限は2月末日までとする。
 - (2) 当給食会による補助金以外に経費の予算があること。(参加費など、金額不問)
但し、他団体からも補助を受ける場合は別途相談すること。
 - (3) 報告・請求時には、支払領収書(コピー可)を添付すること。
 - (4) 当給食会物資を購入した場合、その金額は補助の対象外とする。(当給食会から購入した物資は報告書に記載しない)
- 5 申請の流れ
 - (1) 申請
食育のための補助金申請書【様式1】に記入・押印し、資料(開催要項、レシピ等)と併せて**担当市町教育委員会**へ提出する。
 - (2) 内容確認
内容確認後、担当市町教育委員会から当給食会へ一式を送付する。
 - (3) 報告・請求
事業終了後、食育推進報告書【様式2】と食育のための補助金請求書【様式3】を作成し、支払領収書(コピー可)、通帳コピーと併せて、**当給食会**へ提出する。

(3) 補助金振込

報告書の内容を精査し、請求書に沿って後日補助金が振り込まれる。

6 注意事項

- (1) 補助金は報告内容を当給食会が精査し、予算の範囲内で決定する。
- (2) 補助金額は上限を10,000円(税込)とする。
- (3) 事業実施後は速やかに報告書と請求書を提出すること。
- (4) 申請を取り消す場合(研修会が参加費のみで運営できた等)は申請取消書【様式4】を提出すること。
- (5) 申請は担当市町教育委員会を通し、確認を受けること。なお、該当の市町教育委員会が無い場合(私立等)は当給食会へ直接申請すること。※事業報告を兼ねる。
- (6) 振込先は公的に使用されている口座名を記入すること。
- (7) 補助金額決定時及び補助金振込後の連絡は行わない。変更があった場合のみ連絡を行う。
- (8) 各種書類提出時には当給食会配送便を利用可。なお、FAXやE-mailでの受付は不可。
- (9) 普及充実事業の一つである副食用物資支援事業との併用も可。
- (10) 補助事業を利用された方へ、当給食会広報誌の給食だよりへの寄稿を依頼することがある。

7 送付先

〒859-0403

長崎県諫早市多良見町市布1708-4

公益財団法人長崎県学校給食会

8 問い合わせ 総務課(担当:長嶋)

電話:0957-43-1321

FAX:0957-43-4618

E-mail:nagashima@nagasaki-kenkyu.or.jp